

独法住宅金融支援機構買取型

注：実行金利はお客様への引渡し日が属する月の金利が適用となります。

|   |               |                   |
|---|---------------|-------------------|
| 返済期間<br>21年以上35年以下<br>の融資金利                 | Aタイプ<br>融資手数料 | 融資額 × 1.9 % + 消費税 |
| 融資額が<br>建設費または<br>購入価額の<br>9割 以内            | 年 1.300%      |                   |
| 融資額が<br>建設費または<br>購入価額の<br>9割を超えて<br>10割 以内 | 年 1.560%      |                   |
| 返済期間20年以下<br>の融資金利                          | Aタイプ融資手数料     | 融資額 × 1.9 % + 消費税 |
| 融資額が<br>建設費または<br>購入価額の<br>9割 以内            | 年 1.230%      |                   |
| 融資額が<br>建設費または<br>購入価額の<br>9割を超えて<br>10割以内  | 年 1.490%      |                   |

■その他融資手数料一律のタイプもございます。

(注1)上表の借入金利は、平成29年10月1日以後にお申込みのお客さまに適用される新機構団信付きの【フラット35】の借入金利です。加入する団体信用生命保険の種類に応じて、【フラット35】の借入金利は異なります。

|                         |                             |
|-------------------------|-----------------------------|
| 新機構団信（デュエット（夫婦連生団信））の場合 | 新機構団信付きの【フラット35】の借入金利+0.18% |
| 新3大疾病付機構団信の場合           | 新機構団信付きの【フラット35】の借入金利+0.24% |

(注2)健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も【フラット35】をご利用いただけます。その場合の借入金利は、「新機構団信付きの【フラット35】の借入金利-0.2%」です。なお、お客さまに万一のことがあった場合、団体信用生命保険に加入していないと【フラット35】の残債務を返済する義務が残ります。相続が発生した場合には、債務を相続した方に返済していただくことになり、ご家族に負担を残す可能性があります。健康上の理由以外の事情で団体信用生命保険に加入しないご予定の方は、ご家族と十分にご検討いただきますようお願いいたします。

(注3)平成29年9月30日以前にお申込みのお客さまに適用される借入金利は、「新機構団信付きの【フラット35】の借入金利-0.29%」となります。

■ご利用いただける方/次の条件をすべて満たす方：①お申込日現在の年齢が70歳未満かつ完済時の年齢が80歳未満で安定した収入のある方。②日本国籍の方または永住許可を受けている外国人の方。③年収に占める住宅ローン及びその他のすべてのお借入金にかかる年間返済額の割合が次の基準に適合している方。[年収400万円未満の方は30%以下、400万円以上の方は35%以下] ■お使いみち/①お申込ご本人が自ら居住するための住宅(主としてその居住の用に供する住宅)の取得(建設又は購入)資金。②お申込ご本人が自ら居住するための住宅(主としてその居住の用に供している住宅以外の住宅)の取得(建設又は購入)資金。③借入れの際届け出た親族が居住するための住宅の取得(建設又は購入)資金。 ■住宅の要件/検査機関による適合証明書の交付を受けることのできる住宅。 ■ご融資金額/100万円以上8,000万円以下。 ■ご融資期間/15年以上35年以下(60歳以上の方は10年以上)[返済回数119回〜419回]、完済時の年齢が80歳となるまでの年数。 ■ご融資金利/固定金利（資金お受取時点の金利が適用されます。） ■ご返済方法/元利均等返済毎月払いまたは元金均等返済毎月払い。 ※6ヶ月毎のボーナス払い（ご融資金額の40%以内）も併用可能。 ■担保/ご融資対象となる物件（住宅およびその敷地）に、独立行政法人住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。 ■保証人/必要ありません。 ■団体信用生命保険/新機構団体信用生命保険にご加入いただけます。 ※加入されない場合は当社までご相談ください。 ■火災保険/ご融資対象となる住宅に火災保険を付けていただきます。 ■遅延損害金/年14.5% ■実質金利年15.0%以内 ■その他詳細は当社までお問い合わせください。

※(株)カシワバラ・アシスト又は(独)住宅金融支援機構で行う審査、また(独)住宅金融支援機構の買取条件への適合等の結果によりローンご利用のご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。フラット35は、(独)住宅金融支援機構の証券化支援事業を活用した住宅ローンです。ご融資実行と同時に(独)住宅金融支援機構へ住宅ローン債権が譲渡されますが、ご返済や繰上返済等のお手続きにつきましては引き続き(株)カシワバラ・アシストが窓口となります。なお、債権譲渡後もご融資したローン金利や返済期間などの融資条件が変わることはありませんのでご安心ください。

フリーダイヤル  
0120-035-235

貸金業登録番号 関東財務局長(5)第01433号  
日本貸金業協会会員 第002761号



株式会社カシワバラ・アシスト

本社 〒108-0075 東京都港区港南1-8-15 Wビル8階  
TEL (03)5782-7930 FAX (03)3450-0835

関西支社 〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満

五丁目14番10号 梅田UNビル 12階  
TEL 06-6467-4646 FAX06-6467-4647